

第 49 号（第54条関係）（平27内府令 6 ・ 全改、令元内府令12 ・ 令 2 内府令85 ・ 一部改正）

教習射撃場指定申請書等記載事項変更届出書

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第54条の規定により、☐教習射撃場指定申請書、☐練習射撃場指定申請書の記載事項の変更を次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会殿

届出人氏名

対象となる射撃場	指 定 の 種 別	☐ 教習射撃場 ☐ 練習射撃場	
	指 定 番 号		
	指 定 年 月 日	年 月 日	
	射撃場の区分		
	名 称		
	所 在 地		
	設 置 者		
	電 話 番 号		
変更した事項	☐ 名 称	旧	
	☐ 所 在 地		
	☐ 管 理 者		
	☐ 電話番号	新	
	☐ そ の 他 ()		
備 考			

- 備考
- 1 届け出る変更の☐内にレ印を記入すること。
 - 2 設置者が法人であるときは、設置者欄には、その名称及び主たる事業所の所在地及び電話番号並びにその代表者の本籍、住所、電話番号、氏名及び生年月日を記載すること。
 - 3 変更した事項欄には、変更した項目のうち該当するものの☐にレ印を記入すること。また、その他の場合には（ ）内に変更した項目を記載すること。
 - 4 備考欄には、添付書類名その他必要な事項を記載すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。